

平成26年9月17日

「職業実践専門課程」の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証

第1回 実施委員会 / 開発・実証委員会 / 評価委員会
合同委員会

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

目 次

- 平成27年度専修学校関係概算要求について・・・・・・・・・・ P 1

- 成長分野等における中核的専門人材養成等
の戦略的推進について・・・・・・・・・・ P 7

- 職業実践専門課程について・・・・・・・・・・ P 13

- 専修学校生への経済的支援の在り方について・・・・・・・・ P 34

平成27年度 専修学校関係概算要求

()は26年度予算額

国家戦略としての人材養成プロジェクト等の推進

- **成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進【拡充】** 23.9 億円 (16.8億円)
専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、生徒・学生、育児休業中・子育てのために離職している女性等に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。
 - ・ 地域版学び直し教育プログラムの開発・実証の拡充 等
- **職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進【拡充】** 3.2 億円 (1.8億円)
「職業実践専門課程」制度の説明会の開催や本課程の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証、認定校を中心とした国際的通用性を持つ職業教育や第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、「職業実践専門課程」を通じた専修学校全体の質保証・向上を図る。
- **専修学校留学生就職アシスト事業 等** 0.7 億円 (0.8億円)
専修学校における外国人留学生に対する来日の動機づけから就職までを支援し、産業界等との連携の下、留学生受入れ拡大を図る。
- **国費外国人留学生制度** 7.5 億円 (5.9億円)

安心して学べる環境の実現に向けた修学支援

- **専門学校生の授業料等負担軽減事業【新規】** 4.7 億円 (新規)
意欲と能力のある専修学校専門課程(専門学校)の生徒が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、特に経済的に修学困難な私立専門学校の生徒等について、授業料等の経費の一部を支援し、修学にかかる経済的負担を軽減する。

東日本大震災の復興に向けた支援

- **東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業** 1.2 億円 (2.4億円)
※ 復興庁一括計上
専修学校や専門高校等の教育機関と地域・産業界が連携し、被災地の人材ニーズに対応した復興の即戦力となる人材や、次代を担う専門人材の育成を推進する。

専修学校の教育基盤の整備

- **私立学校施設整備費補助金** 10.5 億円 (8.4億円)
【補助対象】
 - ・ 教育装置や学内LAN装置の整備
 - ・ 学校施設や非構造部材の耐震化工事、バリアフリー化工事、備蓄倉庫や自家発電設備の整備
 - ・ 太陽光発電導入工事、エコ改修工事
- **私立大学等研究設備整備費等補助金** 2.2 億円 (2.2億円)
【補助対象】
 - ・ 情報処理関係装置の整備

合

計

53.9 億円 (38.5億円)

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

(前年度予算額:1,679百万円)
平成27年度要求額:2,390百万円

(背景)

【「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦- (平成26年6月24日閣議決定)】

一. 日本産業再興プラン

1. 緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進) iii) サービス産業の生産性向上
・サービス産業の革新的な経営人材の育成を目指した大学院・大学における、サービス産業に特化した実践的経営プログラムや、専門学校等における実践的教育プログラムを開発・普及
2. 雇用制度改革・人材力の強化 i) 女性の活躍推進
⑨ 「女性の活躍応援プラン (仮称)」等の実施
～ 具体的には、①家事・育児・介護等で地域貢献を希望する方、②正社員や保育士等として再就職を希望する方、③起業・NPO等の立ち上げを希望する方向けに、マザーズハローワークや学び直し支援、トライアル雇用や創業スクール等の取組を進める。

【経済財政運営と改革の基本方針2014 ~デフレから好循環拡大へ~ (平成26年6月24日閣議決定)】

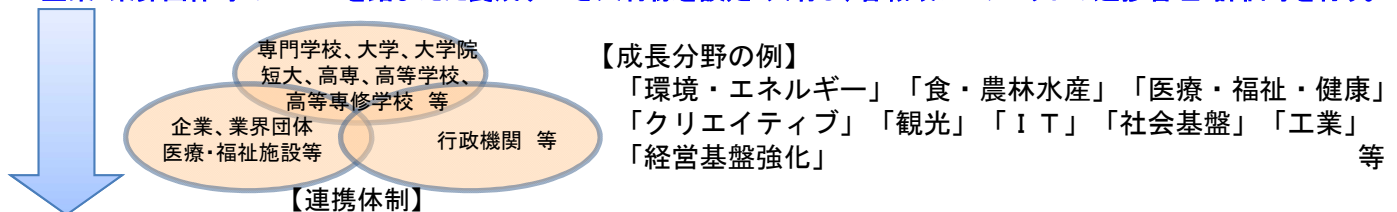
1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮
- (2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興 (教育再生)
…さらに、高度な職業教育のための専門学校支援を推進する。
- (3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍推進 (生涯を通じて能力発揮できる人材育成…)
新しい技術や産業に適応しつつ生涯を通じて能力発揮できるよう、人材育成や職業訓練の抜本的拡充、産業側・企業側ニーズに合致した質の高い職業訓練の実施、学び直し機会の充実…など、自らの専門性を高める能力開発を行うことが出来る環境整備を進める。

(事業の趣旨)

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、生徒・学生、育児休業中・子育てのために離職している女性等に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。

産学官コンソーシアム (分野別)

企業・業界団体等のニーズを踏まえた養成すべき人材像を設定・共有し、各職域プロジェクトの進捗管理・評価等を行う。



職域プロジェクト

全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証

産学官コンソーシアムの方針等を踏まえ、各分野・職域の全国的な標準モデルカリキュラム等を開発・実証。

- 環境・エネルギー分野…「建築・土木・設備」「自動車整備」
- 食・農林水産分野…「6次産業化プロデューサー」「アグリビジネス」
- 医療・福祉・健康分野…「介護」「看護」「保育」「食・栄養」
- クリエイティブ分野…「ファッション」「美容」「アニメ人材」
- 観光分野…「インバウンド」「ツアープランナー」
- IT分野…「クラウド」「情報セキュリティ」「スマホ・アプリ」
- 社会基盤分野…「次世代国内インフラ」「インフラ海外展開」
- 工業分野…「防災都市工学」
- 経営基盤強化分野…「企業会計」「記録情報管理」

地域版学び直し教育プログラムの開発・実証

開発した全国的な標準モデルカリキュラム等を活用し、各地域の専修学校・大学等において、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」を開発・実証。

特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発・実証

後期中等教育段階から高等教育や職業へ継続性のある教育カリキュラムの開発・実証により、円滑な移行を促進。

- ・後期中等教育段階と高等教育段階の連携による実践的・創造的技術者等の養成に対応した教育カリキュラム等の開発・実証
- ・発達障害のある生徒等、特別に配慮が必要な生徒・学生が学ぶための教育カリキュラム等の開発・実証

中核的専門人材や高度人材の養成、社会人や女性の学び直しを全国的に推進

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

(前年度予算額： 183百万円)
平成27年度要求額： 321百万円

(背景)

【今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(平成23年1月:中央教育審議会答申)】

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- そのための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

【第2期教育振興基本計画(平成25年6月:閣議決定)】

1. 社会を生き抜く力の養成 (4) 生涯の各段階を通じて推進する取組
成果目標4 (社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)
基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職人の育成の充実・強化
13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進
専修学校においては、学校評価・情報公開の仕組みの構築や教職員の資質向上などの質保証・向上のための取組を行う。さらに、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進める。

【「職業実践専門課程」の創設について～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～(報告)(平成25年7月:専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議報告)】

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

平成25年8月30日：「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号を公布・施行)」

平成26年3月31日:

「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定学科がスタート。(470校、1,365学科)

(事業の内容)

調査研究協力者会議等の開催

◆ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議

「専修学校における学校評価ガイドライン」(平成25年3月策定)を活用した学校評価の検証と教職員の資質向上に関する検討等を行う協力者会議を開催する。

◆ 専修学校教育研究協議会

専修学校教育の運営等に関する研究協議会を開催する。

学校評価の充実

◆ 学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証

専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月)に基づく自己評価及び学校関係者評価の産学官の協力による実践研究を行う。

◆ 専修学校のガバナンス改善に資する学校評価等研修モデルの開発・実証

専修学校の教職員に対する学校評価の研修に関する実践研究を行う。

「職業実践専門課程」制度創設に伴う取組の推進

◆ 「職業実践専門課程」に関する説明会の開催等

- ・ 「職業実践専門課程」制度の説明・周知のための協議会を「9ブロック」で開催する。
- ・ 「職業実践専門課程」の推進を担う教員養成研修モデルを開発・実証する。

◆ 「職業実践専門課程」に係る取組の推進

認定校を中心として、国際的通用性を持つ職業教育や第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供する。
(27か所 → 54か所)

職業教育の充実，専修学校の質保証・向上

専修学校留学生就職アシスト事業

(前年度予算額 : 68百万円)
平成27年度要求額 : 59百万円

(背景)

[日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)]

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑦グローバル化等に対応する人材力の強化

優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること(「留学生30万人計画」の実現)を目指す。

[教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)]

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標5 (社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の育成)

基本施策16 外国語教育、双方向の留学生交流、国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

【現状と課題】

外国人留学生の受入れ数を30万人にする目標の達成に向けて、戦略的な外国人留学生の獲得を着実に推進することが必要である。

【主な取組】16-2

「留学生30万人計画」の実現を目指し、大学等の国際化に向けた体制整備、奨学金等の経済的支援、海外拠点を活用した留学フェアの実施、外国人留学生に対する生活・就職支援等を通じて、優秀な外国人留学生の獲得を促進する。

政府の方針として、外国人留学生の拡大が求められている。

外国人留学生の受け入れ先として、
実践的な職業教育機関としての専修学校の役割が期待されている。

専修学校への留学に係る入口から出口までの体系的な支援を実施することにより、
専修学校における外国人留学生の受け入れを推進する。

(事業の内容)

事業審査検証委員会の設置

専修学校、産業界等の関係者、学識経験者等による事業審査検証委員会を設置し、事業の実施計画の審査、成果の評価等を行う。(直轄事業)

日本留学勧誘・来日支援

海外の学生に対して、日本の専修学校の情報を発信する機能を強化し、日本への留学の勧誘を行うとともに、専修学校の海外拠点の構築の有効性の調査研究、在日大使館などの公的機関等と専修学校との連携体制について調査研究を行う。

(委託事業)

中小企業等における外国人留学生の受け入れの推進

海外展開等を行う中小企業等における、専修学校の外国人留学生採用促進を図るため、中小企業等の人事担当者向けのセミナー等を行う。

(委託事業)

外国人留学生向け就職支援

産業界等との連携の下、専修学校の外国人留学生を対象とした就職活動事前セミナー、企業合同説明会、インターンシップ等の就職に向けた支援を行う。

(委託事業)

専修学校における外国人留学生の受け入れを推進

専門学校生の授業料等負担軽減事業

平成27年度要求額: 471百万円(新規)

(背景)

【教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)】(抜粋)

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

17-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減

・意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免や学生等に対する奨学金などにより、大学・短期大学生、高等専門学校生、専門学校生等に対する修学支援を推進する。

【経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定)】(抜粋)

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興

(教育再生)

(略)また、奨学金、授業料減免等の就学支援を推進する。

さらに、高度な職業教育のための専門学校支援を推進する。

事業の目的・概要

経済的理由により修学が困難な私立専門学校の生徒の修学上の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、私立専門学校が経済的理由により修学が困難な生徒に対して授業料等の一部を減免した場合、国は当該生徒に対し、学校が実施した授業料等減免額を基礎として算定した金額の一部(2分の1以内)を支援する。

国の支援の対象となる要件等

(1) 対象となる生徒の範囲

次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。

- ① 生活保護世帯の生徒
(世帯年収約250万円未満程度)
- ② 市町村民税所得割非課税世帯の生徒
(世帯年収約270万円未満程度)
- ③ 所得税非課税世帯の生徒
(世帯年収約330万円未満程度)
- ④ 保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒
- ⑤ 上記①～④の世帯の生徒に準じる経済的に困難な生徒

(2) 対象となる生徒が在籍する学校等の範囲

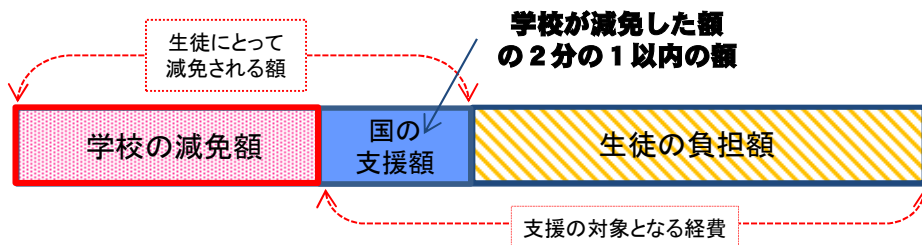
以下を満たす私立専門学校であること。

- ① 職業人材の育成を目的とすること
- ② 経費の適切な執行が担保されていること等

(3) 支援額

学校の設置者が行った授業料等減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内の額。ただし、国からの支援額は、学校の設置者が減免を行う前の授業料等合計金額の4分の1を超えないものとする。

【参考図】



専門学校生の修学支援の推進

東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業

(前年度予算額: 235百万円)
平成27年度要求額: 118百万円

(背景)

【東日本大震災からの復興の基本方針 (平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)】

5 復興施策

(2) 地域における暮らしの再生

④復興を支える人材の育成

- (i) 被災地における当面の復旧事業に係る人材のニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、介護や環境・エネルギー、観光分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員の拡充、産業創出を担う人材の育成等を行う。
- (ii) 被災地において、グローバル化や産業の高度化など、地域社会・地元産業のニーズに応え、我が国の復興を牽引する人材を育成するため、大学改革を進めるとともに、大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等における先進的な教育の実施や産学官連携の取組みを支援する。
- (iii) 被災地における地域産業の高度化や新産業分野での専門的人材育成に資する実践的なキャリア・アップの仕組みや育成プログラムの整備等を推進する。

(3) 地域経済活動の再生

①企業、産業・技術等

- (iv) 被災地域の大学・大学病院・高等専門学校・専門学校・公的研究機関、産業の知見や強みを最大限活用し、知と技術革新(イノベーション)の拠点機能を形成することにより、産業集積、新産業の創出及び雇用創出等の取組みを促進する。

(事業の趣旨)

震災により大きく変化した被災地(岩手県、宮城県、福島県)の人材ニーズに対応し、被災地において復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材を育成するとともに、その人材の被災地への定着を図るため、専修学校における「専門人材育成のためのカリキュラム」等の開発・実証を行う。

(事業の内容)

1. 専修学校における「専門人材育成のためのカリキュラム」の開発・実証

● 被災地でニーズが高い分野(介護、医療情報事務、土木、建築など)において、専修学校を主体とした産学官による推進協議会を設置し、地域産業の高度化や新産業分野に対応した「専門人材育成のためのカリキュラム」の開発・実証を行う。

2. 専門高校における「実践的な職業教育推進のためのカリキュラム」の開発・実証

● 被災地の産業や資源を生かした「実践的な職業教育推進のためのカリキュラム」の開発・実証を行う。
開発にあたっては、産業界の意見を踏まえた学習指導要領にとられない教育課程の編成、生徒の本格的な現場実習や企業実習、大学や専修学校、産業界との共同研究等の推進方を導入する。

これまでの成果について被災地の専修学校等での活用促進を図るとともに、人材不足が続く分野(医療・介護等)の専門人材養成に必要な取組を重点的に支援

被災地の復興を担う専門人材の育成を推進

成長分野等における中核的専門人材養成等について ～平成26年度 基本方針～

平成26年3月 文部科学省 生涯学習政策局

成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進事業企画推進委員会

平成26年度成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進体制(案)

文部科学省

委託

企画推進委員会

- 成長分野等における中核的専門人材養成に関する基本方針の作成や、事業審査、各委託先における取組状況の把握及び評価
- 教育関係者、産業界関係者、学識経験者等により構成
座長:樋口慶應大教授、副座長:今野政研大学長特別補佐 計13名(平成25年度)

地域版学び直し教育プログラム部会

- 必要に応じて「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開に向けた、地元の企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド教育プログラム」の開発・実証の進捗状況の把握、成果の発信等

産学官コンソーシアム(分分野)(平成23年度～)

(主な業務)

- 広域的な企業・業界団体等のニーズ調査・分析
- 人材養成のための目標設定・共有
- 職域プロジェクト毎の進捗管理・評価
- 今後の課題・方向性等の検討・とりまとめ

職域プロジェクト
(平成24年度～)

(主な業務)

- 全国的な標準モデルカリキュラムの開発・実証と、それに係る達成度評価手法の開発・実証
- 地域版学び直し教育プログラムにおける実証結果等を反映し、全国的な標準モデルカリキュラムを完成

「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開(地域版学び直し教育プログラムの開発・実証等)(平成26年度新規)

(内容)

社会人、生徒・学生、育児休業中及び育児休業から復帰直後の女性や子育てのために長期間離職している女性を対象に、就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるため、地元企業や業界団体のニーズを踏まえたオーダーメイド型の「社会人や女性の学び直し教育プログラム」を開発・実証する。その際、託児サービスなど、女性が学びやすい学習環境に配慮(平成25年度までに完成した全国的な標準モデルカリキュラム等を活用して2年間で開発・実証)

高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラムの開発・実証等(平成26年度新規)

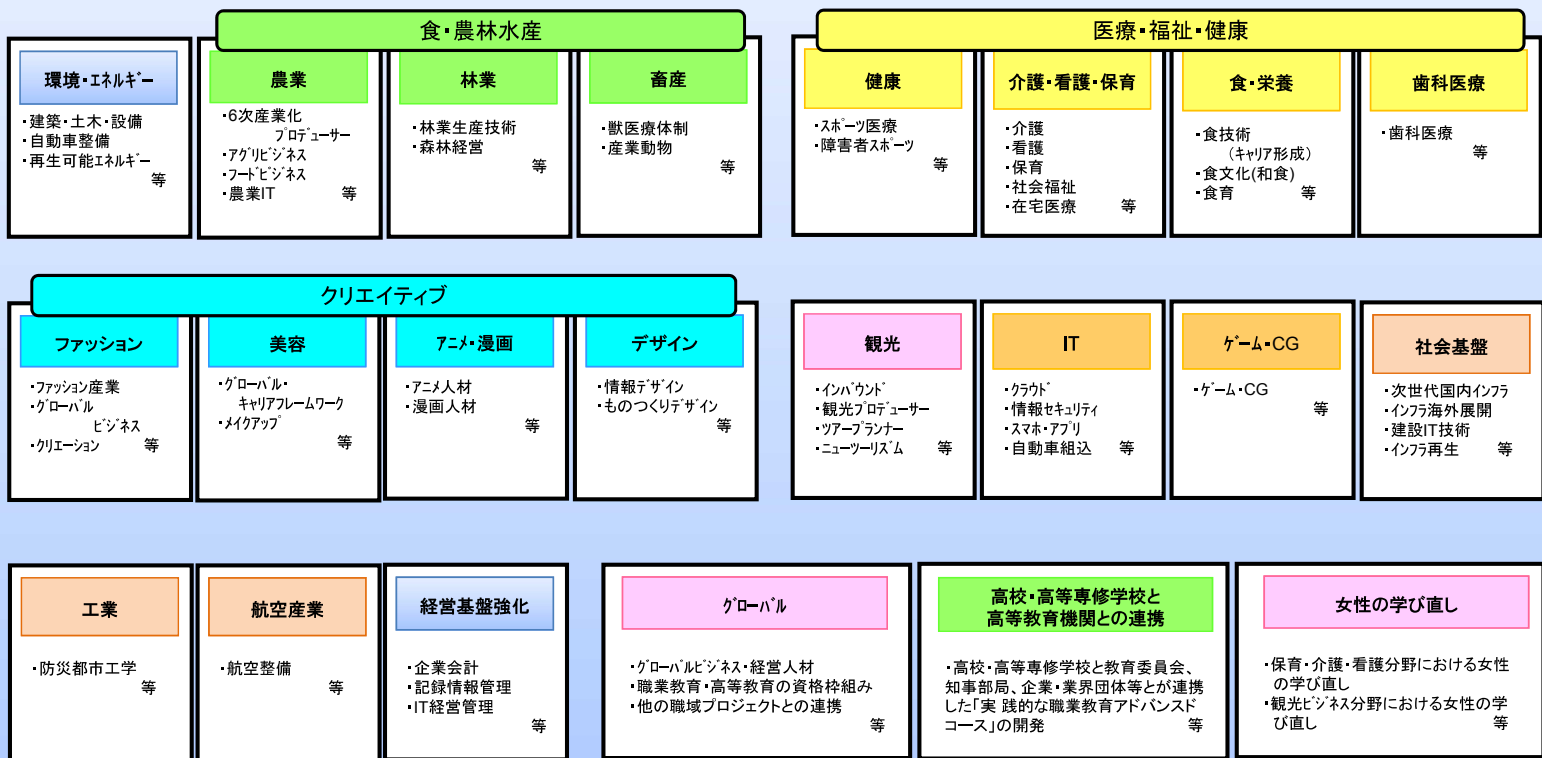
(内容)

大学院と産業界等が協働して、社会人のキャリアアップに必要な高度かつ専門的な知識・技術・技能を身につけるための大学院プログラムを開発・実証し普及(最大3年間)

連携

連携

(参考)平成26年度 産学官コンソーシアム等

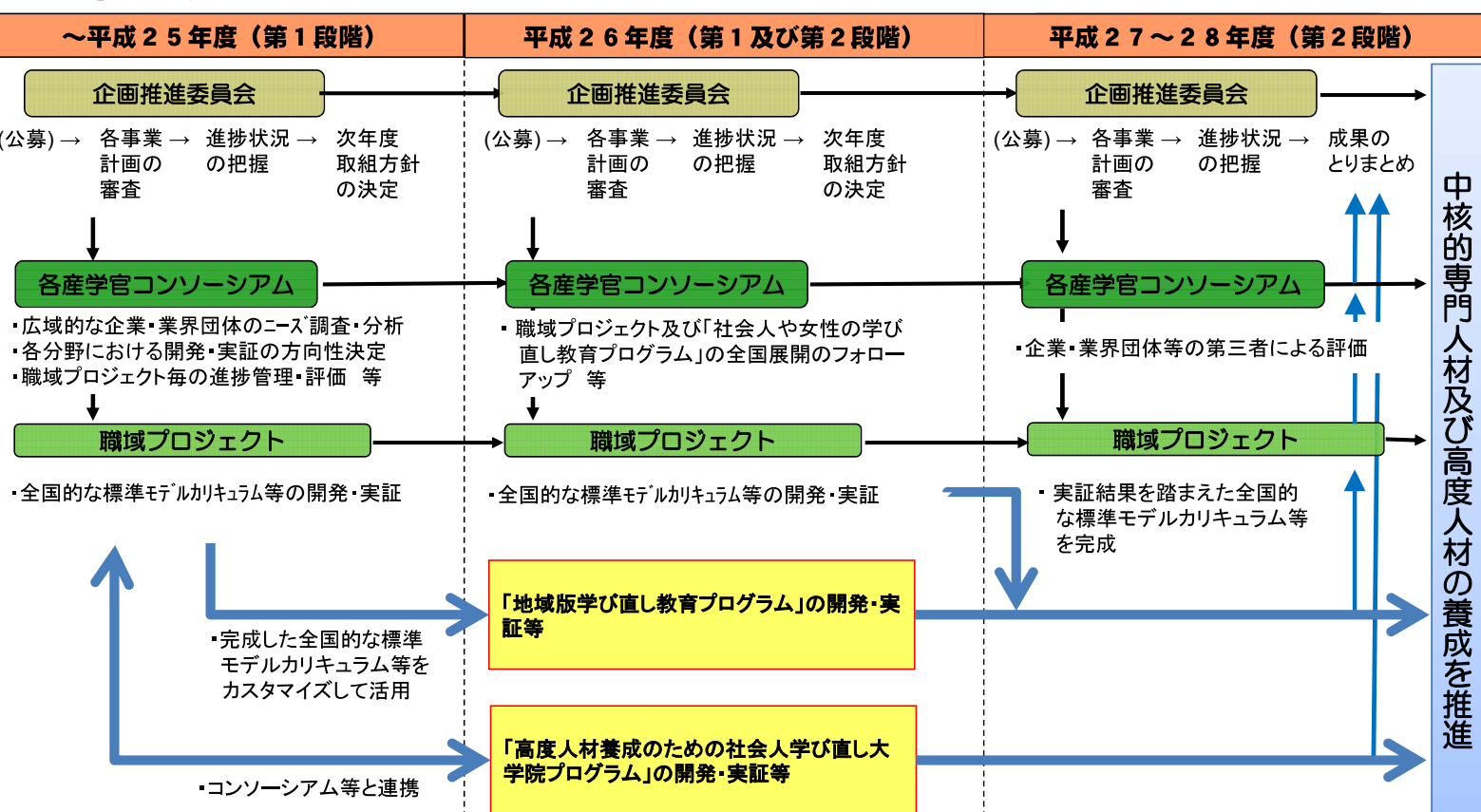


2

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進（工程案）

第1段階は、各分野の方針等を踏まえ、職域プロジェクトごとに、全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証等を行う。

第2段階は、完成した全国的な標準モデルカリキュラム等を活用し、各地域において地元の企業・業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証等を行う。



3

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑤若者・高齢者等の活躍推進

全ての人々が意欲さえあれば活躍できるような「全員参加の社会」の構築を目指す。特に、我が国の将来を担う若者全てがその能力を存分に伸ばし、世界に勝てる若者を育てることが重要であり、若者・女性活躍推進フォーラムの提言を踏まえつつ、成長の原動力としての若者の活躍を促進する。

○若者の活躍推進

・大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。

「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋)

一. 日本産業再興プラン

1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

iii) サービス産業の生産性向上

・サービス産業の革新的な経営人材の育成を目指した大学院・大学における、サービス産業に特化した実践的経営プログラムや、専門学校等における実践的教育プログラムを開発・普及

2. 雇用制度改革・人材力の強化

i) 女性の活躍推進

⑨「女性の活躍応援プラン(仮称)」等の実施

～ 具体的には、①家事・育児・介護等で地域貢献を希望する方、②正社員や保育士等として再就職を希望する方、③起業・NPO等の立ち上げを希望する方向けに、マザーズハローワークや学び直し支援、トリアル雇用や創業スクール等の取組を進める。

4

「日本再興戦略」の改訂について 中短期工程表(抜粋)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度～	KPI
	通常国会	概算要求 税制改正要望等	秋 年末	通常国会		
女性の活躍推進①	「雇用制度改革・人材力の強化⑥」より抜粋					2020年 ・25歳～44歳の女性就業率: 73% (2012年: 68%)
	<ul style="list-style-type: none"> 女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業への支援等の充実(平成25年度補正予算、平成26年度予算) 女性の活躍推進のインセンティブ付与に向けて、女性の活躍「見える化」表彰(総理表彰)や「女性の活躍『見える化』サイト」の創設等を実施 	左記施策の着実な実施を図るとともに、更なる施策について検討				・第1子出産前後の女性の継続就業率: 55%(2010年: 38%)
				女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの検討	法案提出・左記枠組みの着実な運用	
				有価証券報告書・コーポレートガバナンス報告書を通じた女性の登用状況の情報開示		
	マザーズハローワークの充実、社会人の学び直し支援や女性の企業等の促進に向けた支援を充実(平成25年度補正予算、平成26年度予算)	女性活躍応援プラン(仮称)の策定・推進 (マザーズハローワークの充実、社会人の学び直し支援や女性の起業等の促進、子育て支援員(仮称)の創設等)				・指導的地位に占める女性の割合を2020年までに少なくとも30%程度
	「放課後子ども総合プラン」の策定	「放課後子ども総合プラン」の着実な実施				・放課後児童クラブについて、2019年度末までに約30万人分を新たに整備する。
	所要の制度的措置の実施(次世代法に基づく「行動計画策定指針」の改正等)					・国全体で必要となる保育士数及び期限を明示した上で「保育士確保プラン」を策定する。
	「待機児童解消加速化プラン: 緊急集中取組期間」 緊急プロジェクト(支援パッケージ～5本の柱～)	「待機児童解消加速化プラン: 取組加速期間」子ども・子育て支援新制度等による取組				
	保育士確保対策の実施	「保育士確保プラン」の策定				
	育休復帰支援プランの策定支援のための取組を措置(平成26年度予算)	育休復帰支援プランの策定支援・推進				
若者・高齢者等の活躍促進①	「雇用制度改革・人材力の強化⑧」より抜粋					2020年 ・20～34歳の就業率: 78% ・若者フリーター124万人(ピーク時: 217万人) (2012年: 180万人)
	社会人の学び直し等のための産業界と協働したオーダーメイド型プログラムの開発・実証(平成26年度予算)	産業界と協働したオーダーメイド型プログラムの開発・実証の推進				
	「雇用制度改革・人材力の強化⑬」より抜粋					
人材力の強化②	(再掲)社会人の学び直し等のための産業界と協働したオーダーメイド型プログラムの開発・実証(平成26年度予算)	(再掲)産業界と協働したオーダーメイド型プログラムの開発・実証の推進				・大学・専門学校等での社会人受講者数を5年で24万人(現在12万人)

平成26年度「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業 採択一覧(平成26年7月1日採択)

25コンソーシアム、93職域プロジェクト(全国版45、地域版48)を採択(※は今年度の新規事業)

分野	コンソーシアム		職域プロジェクト				全国版
	代表校	事業名	職域	代表校	事業名		
環境・エネルギー	1 専門学校 東京テクニカルカレッジ	環境・エネルギー分野における中核的専門人材養成プログラム開発事業	(1)	建築・土・設備	専門学校東京テクニカルカレッジ	環境・エネルギー分野における中核的専門人材養成プログラム開発事業	○
			(2)	自動車整備	専門学校東京工科自動車大学校	環境・エネルギー分野における中核的専門人材養成プログラム開発事業	○
	2	福島大学	(3)	再生可能エネルギー	福島大学	再生可能エネルギー関連分野のカリキュラム開発実証プロジェクト	○
食・農林水産(農業)	3	高崎経済大学	(4)	アグリビジネス(宮崎版)	宮崎情報ビジネス専門学校	農業を中心とした新しいビジネスを創出・牽引する人材の育成	
			(5)	農業IT	船橋情報ビジネス専門学校	環境対応による高付加価値化を支援する農業IT人材の育成	
			(6)	農業人材育成(熊本版)	九州工科自動車専門学校 ※	熊本県における実践的農業人材育成プログラムの開発と実施	
			(7)	フードビジネス(都市型)	国際フード製菓専門学校	都市部型食農分野における食農連携プログラムによるフードビジネス人材育成	
			(8)	6次産業化プロジェクト(山形版)	山形大学	食・農林水産分野の6次産業人材育成に関するモデル・カリキュラム実施と達成度評価の実証プロジェクト	
			(9)	農業	大阪府立大学 ※	植物工場における中核的専門人材養成カリキュラム開発実証プロジェクト	○
			(10)	林業	鹿児島大学	中核的林業生産専門技術者養成プログラムの開発事業	○
			(11)	林業	北海道大学 ※	北海道に即した中核的林業技術者養成プログラムの開発事業	
食・農林水産(林業)	5	鹿児島大学	(12)	林業	島根大学 ※	後発林業地における経営マインドをもつ「革新的森林経営」の担い手育成プロジェクト	
			(13)	獣医療体制	国際動物専門学校	中核的専門人材養成としての動物看護師関連職域の調査研究およびマネージャー養成科目の開発と検証事業	○
食・農林水産(畜産)	6	国際動物専門学校	(14)	獣医療体制	大阪ベイ動物看護専門学校 ※	獣医療体制分野における中核的専門人材養成としての動物看護師養成プログラムの開発と検証	
			(15)	畜産経営・獣医学・品質管理	宮崎大学	産業動物学卒業後教育モデルカリキュラムの開発・普及と事業	
医療・福祉・健康(健康)	8	北海道ハイテクノロジー専門学校	(16)	スポーツ医療	北海道ハイテクノロジー専門学校	スポーツ医療の実践スキルを備えたメディカル人材の教育プログラム等の開発	○
			(17)	障害者スポーツ・医療	大阪保健医療大学	障害者スポーツ分野における障害者医療・福祉・教育専門職の人材育成システムの開発プロジェクト	○

平成26年度「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業 採択一覧(平成26年7月1日採択)

25コンソーシアム、93職域プロジェクト(全国版45、地域版48)を採択(※は今年度の新規事業)

分野	コンソーシアム		職域プロジェクト				全国版
	代表校	事業名	職域	代表校	事業名		
医療・福祉・健康(介護・看護・保育)	9	専門学校麻生看護大学校	(18)	社会福祉士	成田国際福祉専門学校	特定の活動分野の専門性を有する中核的社会福祉士の養成	○
			(19)	保育	東京こども専門学校 ※	保育分野における中核的専門人材養成等の戦略的推進による潜在保育士の就職・再就職支援事業	○
			(20)	福祉(相談援助)	関西国際大学 ※	地域ネットワークシステムによる「相談援助力向上リトレーニングプログラム」の開発	○
			(21)	看護	専門学校麻生看護大学校	地域包括ケアシステムの実現に向けたパートナーシップ型の訪問看護師養成事業開発	
			(22)	介護分野での外国人雇用	学校法人宮崎総合学院 ※	介護分野の外国人就業者の雇用を促進する養成プログラムの開発と実施	
			(23)	介護・福祉	日本福祉教育専門学校	介護分野における社会人や女性の学びなおし教育プログラムの開発と実証	
			(24)	子育て	日本ウェルネススポーツ専門学校 ※	保育士・幼稚園教諭に対するキャリアデザインプログラムと新たな認定制度の開発	
			(25)	医療介護連携(鍼灸)	東京衛生学園専門学校 ※	超高齢社会における認知症患者に寄り添う医療・介護連携型の中核的鍼灸専門人材の育成	
			(26)	介護・看護	金沢福祉専門学校 ※	介護福祉士養成学直しプログラムの開発と実施	
			(27)	介護・看護	河原医療福祉専門学校 ※	介護人材の高度化を目的とする学直し教育プログラムの開発と実施	
医療・福祉・健康(食・栄養)	11	国際学院埼玉短期大学	(28)	在宅・地域医療	三重大学	「在宅医療」を支える「多職種連携力」を持つ中核的専門人材育成プログラム開発事業	○
			(29)	拠点病院	三重大学 ※	拠点病院における中核的専門人材の連携コーディネート力およびマネジメント力を高める教育プログラム開発	○
			(30)	診療所・中小病院医療	公益社団法人日本医師会 ※	診療所・中小病院で働く医療者の「多職種連携力」を高める教育プログラム開発	○
医療・福祉・健康(食・栄養)	11	国際学院埼玉短期大学	(31)	日本食(食材)	東京誠心調理師専門学校	日本食材を活かした料理の制度構築と実践検証	○
			(32)	日本食(寿司)	国際学院埼玉短期大学	寿司専攻コースの制度構築及び実践	○
医療・福祉・健康(食・栄養)	11	国際学院埼玉短期大学	(33)	食育	国際学院埼玉短期大学 ※	産学協働による認定食育士制度の構築及び実践	○
			(34)	歯科医療	広島大学	歯科医療分野におけるグローバル専門人材養成プログラム開発プロジェクト	

平成26年度「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業 採択一覧(平成26年7月1日採択)

25コンソーシアム、93職域プロジェクト(全国版45、地域版48)を採択(※は今年度の新規事業)

分野	コンソーシアム		職域プロジェクト				
	代表校	事業名	職域	代表校	事業名	全国版	
クリエイティブ (ファッション)	13	国際ファッション産学推進機構 ファッション分野における中核的専門人材養成産学コンソーシアム	(35)	高校連携(ファッション)	文化服装学院	ファッション産業人材育成高校連携プロジェクト 感性向上に向けてのキャリア開発	○
			(36)	ファッションテクニカル	文化学園大学 ※	興隆するファッションテクニカル産業のためのプロフェッショナル育成プロジェクト	○
			(37)	ファッションクリエイション	文化服装学院	地域連携によるファブリックに精通したファッションクリエイター人材育成プロジェクト	
			(38)	ファッションビジネス(初等中等教育連携)	文化服装学院 ※	地方商店街を舞台とした小学生への職業体験プログラムの構築	
			(39)	学び直し(ファッション)	文化服装学院 ※	段階的学習ユニットの提供による学び直しの機会提供とジョブマッチングサポート	
			(40)	グローバルビジネス	文化服装学院	グローバルファッション人材育成カリキュラム地域普及プロジェクト	
			(41)	デニム・ジーンズクリエイター地域版学び直し	中国デザイン専門学校 ※	岡山県をモデル地区としたデニム・ジーンズ産業の中核的クリエイター養成	
クリエイティブ (美容)	14	ハリウッド・ビューティ専門学校 美容分野の専門人材の育成を支援する産学官連携コンソーシアムの組織	(42)	グローバルキャリア・フレームワーク	ハリウッド大学院大学	美容師のためのキャリア・フレームワークと教育プログラムの構築およびその海外への普及	○
			(43)	メイクアップ	専門学校東京ビジュアルアーツ ※	メイクアップ分野における中核的専門人材養成のためのプログラム開発と実証(略称:メイクアップ アドバンス プロジェクト・新技術の導入と応用)	○
			(44)	美容(大阪)	大阪美容専門学校 ※	美容師のためのキャリア・フレームワークを活用したキャリア形成支援の実施	
クリエイティブ (アニメ・漫画)	15	日本工学院専門学校 アニメ・マンガ人材養成産学官学連携事業	(45)	マンガ	日本工学院専門学校	全国マンガ教育機関向け学習システム普及プロジェクト	○
			(46)	アニメ	日本工学院専門学校	全国アニメ教育機関向け学習システム普及プロジェクト	○
			(47)	デジタル漫画(地域)	日本工学院専門学校	地域対応デジタルマンガ人材養成産学協同利用センター・プロジェクト	
			(48)	アニメ人材キャリアアップ	日本工学院専門学校 ※	アニメ業界内就業人材向けキャリアアップ指導サポートプロジェクト	
			(49)	グローバルマンガ人材	国際アート&デザイン専門学校 ※	マンガ分野において地方から発信できるグローバルな人材育成事業	

平成26年度「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業 採択一覧(平成26年7月1日採択)

25コンソーシアム、93職域プロジェクト(全国版45、地域版48)を採択(※は今年度の新規事業)

分野	コンソーシアム		職域プロジェクト				
	代表校	事業名	職域	代表校	事業名	全国版	
クリエイティブ (デザイン)	16	日本電子専門学校 デザインコンソーシアム	(50)	ものづくりデザイン	中国デザイン専門学校	クリエイティブ分野(デザイン)の中核的専門人材養成におけるモデルカリキュラムの開発と評価	○
			(51)	情報デザイン(教員)	日本電子専門学校	情報デザインの中核的専門人材養成と新たな学習システムの構築推進プロジェクト	○
			(52)	情報デザイン	御茶の水美術専門学校 ※	専門学校及び企業のための情報デザイン能力育成研修モデルカリキュラムの調査・開発・実証	○
観光	17	富山情報ビジネス専門学校 観光分野における中核的人材専門育成コンソーシアム事業	(53)	観光プロデューサー	横浜商科大学	地域産業活性化のためのインバウンド観光人材育成	○
			(54)	国際的な観光人材の育成、グローバル化する企業に貢献できる人材の育成	石川県教育委員会 ※	「グローバル社会のスペシャリスト育成プロジェクト」～地域の魅力をグローバルに発信できる人材の育成～	○
			(55)	ニューツーリズム(医療)	別府溝辺学園短期大学	おんせん県おいた・別府型ドリームプロジェクト(別府での学びを通じた健康、観光等に係る地域の魅力を発信できる人材の育成)	
			(56)	中核的ホテルマン育成(富山)	富山情報ビジネス専門学校	富山県における中核的ホテルマン育成と単位互換制度の構築	
			(57)	宿泊(インバウンド対応コンシェルジュ)	専門学校穴吹ビジネスカレッジ ※	訪日外国人受け入れに対応する日本型コンシェルジュ育成事業	
IT	18	一般社団法人 全国専門学校情報教育協会 IT分野の産学連携による中核的専門人材養成の戦略的推進	(58)	次世代インターネット	青山学院大学	次世代インターネット利用環境整備に資する産学連携教育プログラムの開発と普及	○
			(59)	スマホアプリ	日本電子専門学校	スマホアプリ開発エンジニアの地域版社会人・女性の学び直し教育プログラム開発と実証	
			(60)	ブリッジSE	富山情報ビジネス専門学校	富山県をモデルとした地方型グローバルITエンジニアの育成	
			(61)	クラウド	麻生情報ビジネス専門学校 ※	福岡県をモデルとしたクラウド時代のITビジネススクリーター地域版社会人学び直し教育プログラム開発と実証	
			(62)	クラウド	吉田学園情報ビジネス専門学校	クラウド・スマートデバイス時代に対応したITビジネススクリーターの地域版社会人・女性学び直し教育プログラム開発と実践	
			(63)	自動車組込み分野	名古屋工学院専門学校	自動車組込み技術者養成のための地域版学び直し教育プログラムの開発と実証	
			(64)	クラウド(Web・ネットワーク)	高知情報ビジネス専門学校 ※	クラウド時代のWebビジネスに対応した 地域版ITビジネススクリーター学び直し教育プログラム整備と実証	
(65)	情報セキュリティ	情報科学専門学校	情報セキュリティ分野の中核的専門人材養成の新たな学習システム構築推進プロジェクト				
ゲーム・CG	19	早稲田文理専門学校 ※ ゲーム・CG分野における産学官連携による人材育成環境の構築	(66)	ゲーム・CG	早稲田文理専門学校	ゲーム・CG分野における東京版学び直しプログラム開発実証	

平成26年度「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業 採択一覧(平成26年7月1日採択)

25コンソーシアム、93職域プロジェクト(全国版45、地域版48)を採択(※は今年度の新規事業)

分野	コンソーシアム		職域プロジェクト				全国版
	代表校	事業名	職域	代表校	事業名		
社会基盤	20	日本工学院八王子専門学校 社会基盤分野の中核的専門人材養成プログラム開発プロジェクト	(67)	パッケージ型インフラ海外展開	日本工学院専門学校	パッケージ型インフラ海外展開における中核的専門人材養成プログラム開発プロジェクト	○
			(68)	次世代国内インフラおよび建設IT技術	東京工科大学	次世代国内インフラ整備および建設IT技術における中核的専門人材養成プログラム開発プロジェクト	○
			(69)	建設	日本工学院八王子専門学校※	多摩地域 建設に係る地域版学び直しプログラム開発プロジェクト	
	21	岐阜大学 地域ニーズに応えるインフラ再生技術者育成のためのカリキュラム設計	(70)	インフラ再生	岐阜大学	地域ニーズに応えるインフラ再生技術者育成のためのカリキュラム設計	○
			(71)	インフラ再生	長崎大学 ※	長崎の地域特性を考慮したインフラ再生技術者育成のためのカリキュラムの構築	
			(72)	インフラ再生	愛媛大学 ※	地域ニーズに応えるインフラ再生技術者養成のためのカリキュラム設計	
			(73)	インフラ再生	山口大学 ※	インフラ再生技術者育成のための地域ニーズを反映した学び直しカリキュラムの開発	
(74)	インフラ再生	長岡技術科学大学 ※	地域ニーズに応えるインフラ再生技術者養成のためのカリキュラム設計				
工業	22	豊橋技術科学大学 工業(防災都市システム学)分野における中核的専門人材の養成	(75)	工業	豊橋技術科学大学	工業(防災都市システム学)分野における中核的専門人材の養成	○
経営基盤強化	23	公益社団法人 全国経理教育協会 経理財務専門人材の養成プロジェクト	(76)	企業会計	公益社団法人 全国経理教育協会	中小企業における経営基盤強化のための中核的経理財務専門職の養成プロジェクト	○
			(77)	記録情報管理	麻生情報ビジネス専門学校	記録情報管理分野の中核的グローバル専門人材養成	
			(78)	IT総合事務	専門学校ITカレッジ沖縄 ※	総合事務人材のITスキルの強化・拡充を目的とした学び直し教育プログラムの開発と実証	
グローバル	24	九州大学 中核的専門人材育成のためのグローバル・コンソーシアム	(79)	資格枠組み	九州大学	教育と訓練の統合的な職業教育・高等教育資格枠組みプロジェクト	○
			(80)	経営・ビジネス	九州大学	グローバルビジネス・経営人材養成に向けてのリカレント学習プロジェクト	○
			(81)	双方向交流	宮崎総合学院	双方向性を持ち統合化されたグローバル専門人材育成システムの提言とプログラム開発	○
			(82)	介護・福祉	日本福祉教育専門学校 ※	介護人材養成プログラムのグローバルスタンダード構築に向けたモジュール化プロジェクト	○
			(83)	観光	長崎ウエスレヤン大学 ※	長崎発 オーダーメイド型観光地域づくり人材育成プロジェクト	

平成26年度「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業 採択一覧(平成26年7月1日採択)

25コンソーシアム、93職域プロジェクト(全国版45、地域版48)を採択(※は今年度の新規事業)

分野	コンソーシアム		職域プロジェクト				全国版
	代表校	事業名	職域	代表校	事業名		
高専連携	25	大岡学園高等専修学校 高等専修学校における高等教育機関と接続したモデル・カリキュラム開発と就労支援システムの構築	(84)	高専連携(大阪)	一般社団法人大阪府専修学校各種学校連合会	実践的職業教育を推進する産学官による連携基盤の構築	○
			(85)	IT・ビジネス分野	郡山学院高等専修学校	高等専修学校におけるIT・ビジネス人材育成のための高等教育機関との接続による実践的職業教育プログラムの構築	○
			(86)	福祉分野	大岡学園高等専修学校	高等専修学校における介護福祉人材養成のための産学官連携による実践的職業教育の構築	○
			(87)	調理分野	大育高等専修学校	高等専修学校による調理人材養成のための産学官連携による実践的職業教育の構築	○
			(88)	自動車分野	大阪技能専門学校	高等専修学校における自動車整備士養成のための産学官連携による実践的職業教育の構築	○
			(89)	服飾分野	細谷高等専修学校	服飾系高等専修学校における産学官連携による実践的職業教育アドバンス・コースの研究・開発	○
航空産業	-	-	(90)	航空整備士のグローバル化	産業技術大学院大学 ※	航空整備士のグローバル化に対応する育成プログラム調査・開発事業	○
女性の学び直し	-	-	(91)	(福島版)女性の学び直し	国際ビューティ・ファッション専門学校 ※	「福島版-女性の学び直し・活躍支援プログラム」の開発事業	
			(92)	保育・介護・看護	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 ※	保育・介護・看護分野での女性の就労促進学び直しプログラム開発	
			(93)	観光ビジネス	静岡市女性会館 ※	再就職を目指す女性の人材育成プロジェクト ～観光ビジネス編～	

「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について

経緯

平成23年1月:

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。



平成25年3月～7月（7月12日に報告書とりまとめ）:

「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」で「職業実践専門課程」の検討

先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。



平成25年8月30日:

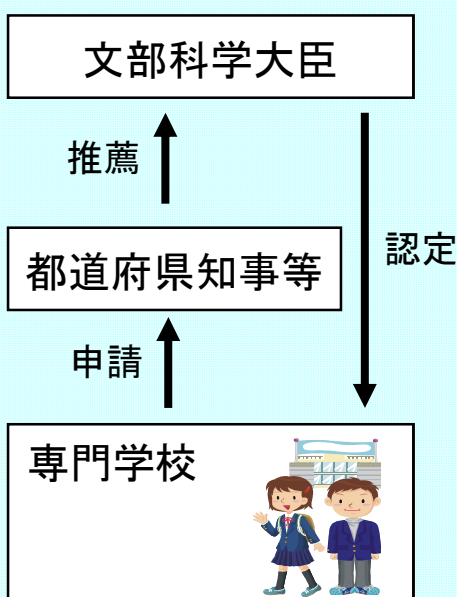
「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行



平成26年3月31日:

「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート。
(470校、1,365学科(平成26年8月29日現在))

認定要件等



【認定要件】

- 修業年限が**2年**以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の**教育課程**を編成
- 企業等と連携して、**演習・実習等**を実施
- 総授業時数が**1700時間**以上または総単位数が**62単位**以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する**研修を組織的**に実施
- 企業等と連携して、**学校関係者評価と情報公開**を実施

「職業実践専門課程」について

「高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくり」に向けた専修学校の専門課程における先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

1. 認定状況（平成26年8月29日現在）

- 認定学校数：470校、認定学科数：1,365学科
- 認定分野：国家資格者の養成施設を含む工業、医療、商業実務など多様な学科を認定。

分野	工業	農業	医療	衛生	教育・ 社会福祉	商業 実務	服飾・ 家政	文化・ 教養	その他	計
学科数	286	4	288	100	72	204	94	170	147	1,365

※ 上記の数字は、いずれも専門課程名・学科名等から分類して把握した数。

※ 「その他」は、専門課程名・学科名等からは分類が困難なもの。

- 申請を取り下げた学科数：30学科

（取り下げの理由：例）
・教育課程の編成にあたり、企業・業界団体等との連携体制を確保できない。

2. スケジュール

○3月31日

- ・「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定・官報告示
- ・都道府県を通じて各学校へ通知

○4月以降

- ・「職業実践専門課程」として認定された学科がスタート
- ・「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業
平成26年度予算 1.8億円

（「職業実践専門課程」の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証。
認定校を中心として、新たな枠組みの実現に向け、企業等が参画する第三者評価、国際的な通用性をもった職業教育の取組、教員に求められる実務卓越性や指導力の検討といった先進的な取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行う。）

職業実践専門課程の認定状況

No.	都道府県	認定学校数	認定学科数
1	北海道	35	89
2	青森県	—	—
3	岩手県	4	22
4	宮城県	8	20
5	秋田県	—	—
6	山形県	2	6
7	福島県	6	23
8	茨城県	8	23
9	栃木県	1	3
10	群馬県	18	33
11	埼玉県	10	23
12	千葉県	13	22
13	東京都	61	240
14	神奈川県	26	53
15	新潟県	25	47
16	富山県	2	7
17	石川県	5	8
18	福井県	2	3
19	山梨県	—	—
20	長野県	5	8
21	岐阜県	1	1
22	静岡県	13	26
23	愛知県	25	109
24	三重県	—	—
25	滋賀県	—	—
26	京都府	15	36
27	大阪府	54	204
28	兵庫県	10	23
29	奈良県	—	—
30	和歌山県	—	—
31	鳥取県	—	—
32	島根県	5	10
33	岡山県	6	10
34	広島県	16	40
35	山口県	6	8
36	徳島県	4	13
37	香川県	10	31
38	愛媛県	9	31
39	高知県	4	18
40	福岡県	36	127
41	佐賀県	—	—
42	長崎県	1	1
43	熊本県	3	3
44	大分県	2	3
45	宮崎県	7	17
46	鹿児島県	1	1
47	沖縄県	11	23
合計		470	1365



平成26年7月14日

平成26年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業の採択先について

平成26年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業（平成26年度予算額：183百万円）について、別添のとおり採択先を選定しました。

1 事業概要

本事業は、平成26年度から、企業等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専修学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」がスタートしたことに伴い、学校評価の充実のための取組を支援するとともに、新たな枠組みの先導的試行である「職業実践専門課程」制度の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証、「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的な取組など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウを取りまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、「職業実践専門課程」等を通じた専修学校全体の質保証・向上を図ります。

2 選定状況

平成26年5月30日から6月20日までに公募を行い、14件の申請を受け付けました。

その後、「『職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進』事業審査委員会」において審査が行われ、このたび別紙のとおり、11件の取組が選定されました。

(参考)

I. 学校評価の充実 : 1 件

専修学校における自己評価・学校関係者評価について、「専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月 文部科学省生涯学習政策局)」を踏まえたPDCAサイクルモデルの構築や外部機関との連携方策・評価結果の活用方策モデルの構築を行うため、ガイドラインを踏まえた複数の専修学校における学校評価の実証とともに、マニュアル及びモデル事例集等の作成を含め効果的な学校評価の在り方を検討し、成果を全国に普及する。

II. 「職業実践専門課程」の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証 : 1 件

「職業実践専門課程」の普及を図るため、認定基準である企業・業界団体等との連携による教育課程の編成や演習・実習の授業運営等の好事例を示し、認定を目指す機運の醸成と教員の資質向上を図る研修モデルの開発・実証を行う。

III. 「職業実践専門課程」に係る取組の推進

(i) 「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究 : 1 件

職業実践専門課程の各認定要件等について、認定学科における取組を調査・分析し、実態を把握するとともに、効果的な取組及び改善が必要な点を抽出し、制度の検証につなげる。また、調査の結果について、職業実践専門課程のホームページやパンフレットの作成により情報発信を行う。

(ii) 「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進 : 8 件

業界別に、専門学校、企業・業界団体等、有識者等がコンソーシアムを構築し、その下で、職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的な取組を推進するとともに、モデル事業の終了後も自立的・持続的に取組が推進されるような体制の構築を目指す。また、モデル事業としての成果を取りまとめて全国に発信し、専修学校全体の実践的な職業教育の水準の維持向上につなげる。

(お問合せ)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室長 白鳥 綱重

専 門 官 梅本 昌文

専修学校第一係長 春田 鳩磨

電話:03-6734-2939(直通)

電話:03-5253-4111(内線 2939)

「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業

採択一覧(平成26年7月11日採択)

No.	事業区分	事業名	実施機関
1	I. 学校評価の充実	専修学校の質保証・向上に資する「学校評価実践の手引き」の作成	株式会社三菱総合研究所
2	II. 「職業実践専門課程」の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証	インストラクショナルデザインおよびアクティブラーニングを使いこなす教員養成研修モデルの開発・実証	一般社団法人全国専門学校教育研究会
3	III(i) 「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究	職業実践専門課程に係る取組の推進～「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究～	みずほ情報総研株式会社
4	III(ii) 「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進	ファッション分野における職業実践専門課程の質保証の評価を推進する事業	学校法人文化学園文化服装学院
5	III(ii) 「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進	情報・IT系職業実践専門課程における教員研修と第三者評価基準の構築	学校法人岩崎学園情報科学専門学校
6	III(ii) 「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進	ゲーム・CG分野職業実践型教育推進プロジェクト	学校法人中央情報学園早稲田文理専門学校
7	III(ii) 「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進	職業実践専門課程の美容分野における質保証・向上を推進するための学校評価制度の開発と構築	学校法人メイ・ウシヤマ学園ハリウッドビューティ専門学校
8	III(ii) 「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進	介護福祉士に特化した第三者評価システムの構築	学校法人敬心学園日本福祉教育専門学校
9	III(ii) 「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進	理学・作業療法の職業実践専門課程の認定要件・第三者評価等に係る先進的取組の推進	学校法人福田学園大阪リハビリテーション専門学校
10	III(ii) 「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進	自動車整備専門学校における職業実践専門課程の第三者評価	学校法人土岐学園専修学校中部国際自動車大学校
11	III(ii) 「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進	職業実践専門課程における教育活動等の質保証・向上を図るため、より効果的、先進的な取組みとしての柔道整復師養成分野に係る第三者評価システムの構築	特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構

職業実践専門課程の検証等の方向性について

○職業実践専門課程の検証等の必要性について

- ・ 職業実践専門課程は、「高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくり」に向けた専修学校の専門課程における先導的試行として、「「職業実践専門課程」の創設について（報告）」（平成25年7月12日 専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議）において示された当面の方向性を受けて制度化された。
- ・ 同報告書では、職業実践専門課程の取組を通じて、「課題や成果などを十分に検証するとともに、新たな枠組みのイメージに対する社会的な認知・共有を進めていくことが必要」とされた。

○職業実践専門課程の現状について

- ・ 職業実践専門課程として、平成26年3月31日付で472校、1,373学科を認定したが、各認定要件に関する各学校・各学科の取組の実態は多様であると考えられる。
- ・ これらの認定学科を中心として、業界別に複数の専門学校と産業界等との連携体制を構築し、その下で先進的な取組を推進することができると考えられる。



○職業実践専門課程の検証等の方向性について

- ・ 職業実践専門課程の認定学科に関して、取組状況の実態を調査し、各認定要件が質の保証・向上に効果的に機能しているかを検証する。
- ・ 加えて、職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的な取組を推進する。

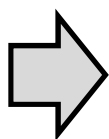
具体的には、平成26年度予算において、以下の取組を実施。

(1) 職業実践専門課程の実態等に関する調査研究

- －職業実践専門課程の認定校の実態調査
- －ホームページやパンフレット等を作成して情報発信

(2) 職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進

- －複数校と業界団体で連携した教育課程編成委員会
- －企業等との連携による達成度評価を取り入れた実習・演習等
- －更なる質保証・向上の取組の推進 等



○専修学校における実践的な職業教育の水準の維持向上

(1) 職業実践専門課程の実態等に関する調査研究について

- ・ 職業実践専門課程の各認定要件について、認定学科における取組を調査・分析し、実態を把握するとともに、効果的な取組及び改善が必要な点を抽出し、制度の検証につなげる。
- ・ 調査の結果について、職業実践専門課程のホームページやパンフレットの作成により情報発信を行う。

※ 調査内容の詳細等については、事業の受託先において有識者検討会を開催し検討。

(調査内容のイメージ)

①認定要件等に係る実態調査について

調査項目	認定校のホームページで公開が義務づけられている別紙様式4などで調査可能な項目	学校へのアンケート等による調査を行う項目(案)
基本情報	修業年限、授業時数、実習等の割合、生徒数、定員数、就職率、就職先、定員当たりの教員数、クラス担任制等	指定養成施設
＜認定要件＞		
教育課程の編成	実施方針、委員の構成、開催回数	教育課程編成委員会の学校組織上の位置付け、教育課程の具体的改善内容、有益な議論が行われたか
実習・演習等	実施方針、企業等と連携する授業科目数、授業時数	期間、実施形態、関係分野への就職率
教員研修	実施方針	研修期間、実施人数、研修内容、研修体系
学校関係者評価	実施方針、委員の構成、開催回数、評価報告書の内容、	学校運営の具体的改善内容、有益な議論が行われたか
情報提供	財務情報の公開内容	

②認定要件等の効果的な取組及び改善が必要な点に係る調査について

- ・ 認定要件をはじめとする本制度の在り方に関する意識についてアンケート調査
 - －各要件をはじめとする制度全般について、学校側(学生を含む。)がメリットを感じる点、改善が必要な点
 - －各要件をはじめとする制度全般について、連携する企業等がメリットを感じる点、改善が必要な点
- ※ 必要に応じ、アンケート調査の結果等を踏まえた訪問調査を実施。

③企業等による認定校及び卒業生に対する評価について

- ・ 企業等による評価についてアンケート調査
 - －認定校の主な就職先企業等による学校及び卒業生の学修成果等の評価(大学との比較、他の専門学校との比較)等

④都道府県や専修学校関係団体による取組等について

- ・ 都道府県及び専修学校関係団体への職業実践専門課程に関する意識調査及び取組の実態調査(制度の意義、認定を目指す学校への支援等)

(2) 職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進について

- ・ 8分野を中心とした業界別に、専門学校、企業・業界団体等、有識者、後期中等教育機関等がコンソーシアムを構築する。
- ・ コンソーシアムの下で、職業実践専門課程の各認定要件及び第三者評価等に関する先進的な取組を推進するとともに、モデル事業の終了後も自立的・持続的に取組が推進されるような体制の構築を目指す。
- ・ 事業の実施に際しては、他のコンソーシアムと情報共有を行い、それぞれの取組状況を適宜確認することで、より効果的・効率的な取組とする。
- ・ モデル事業としての成果をとりまとめて全国に発信し、専修学校全体の実践的な職業教育の水準の維持向上につなげる。

(事業内容のイメージ)

①コンソーシアムの構築

コンソーシアムの構成については、以下のとおりとする。

- ・ 専門学校（認定学科を有する学校を中心とする。）
- ・ 企業・業界団体等（認定学科の連携先の企業・団体等を中心とする。）
- ・ 有識者（職業教育の研究者や学校評価の専門家 等）
- ・ 後期中等教育機関（高等学校の教職員 等）

等

②職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進

職業実践専門課程の各認定要件等について、①のコンソーシアムの下で、質の保証・向上に対してより効果的な先進的取組を推進し、その成果をとりまとめて情報発信する。

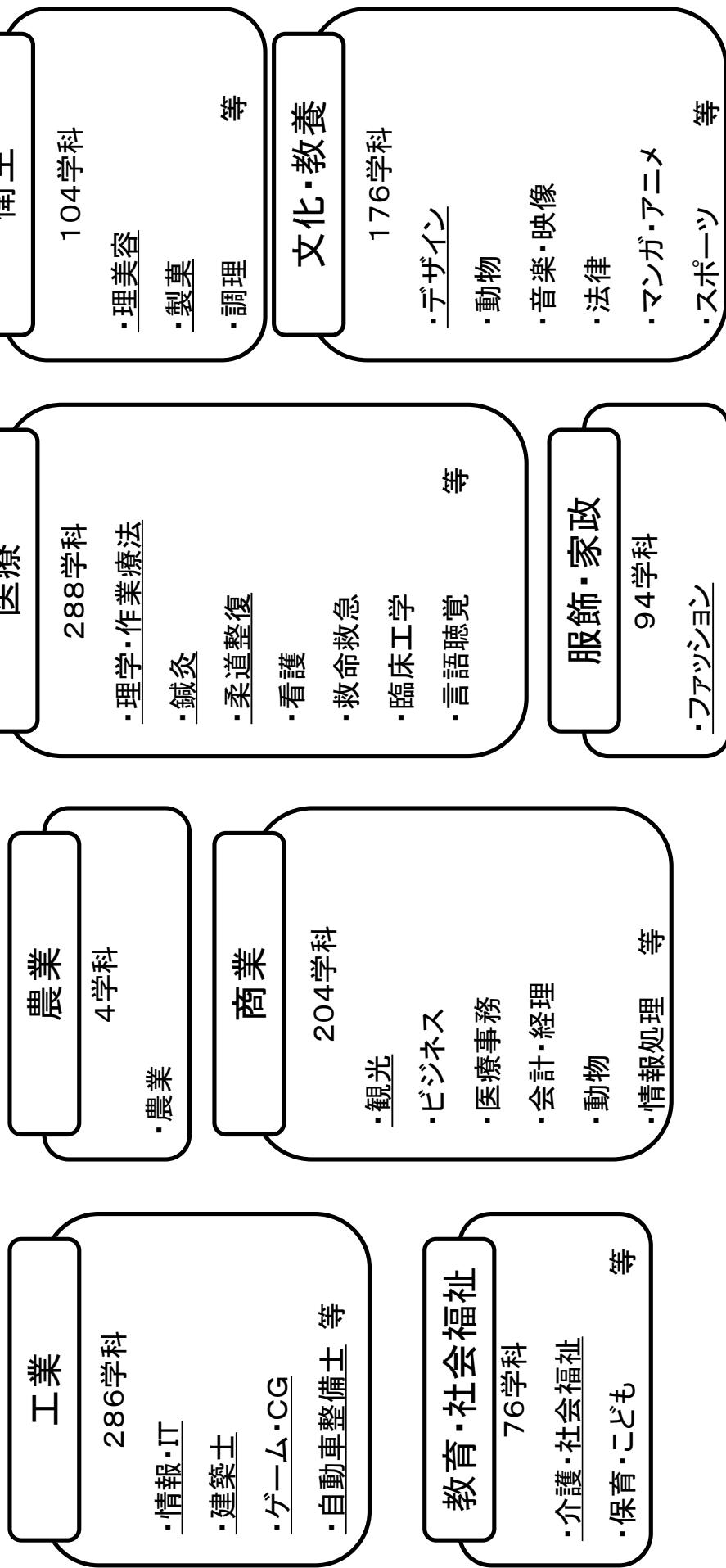
(取組例)

- ・ 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
→複数校と業界団体で連携した教育課程編成委員会 等
- ・ 企業等と連携して、演習・実習等を実施
→企業等との連携による達成度評価を取り入れた実習 等
- ・ 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
→業界別に体系的な教員研修の構築 等
- ・ 企業等と連携して、学校関係者評価を実施
→複数校での相互比較を取り入れた評価 等
- ・ 更なる質保証・向上の取組の推進
→業界別に第三者評価の評価基準・体制を構築、実証
→国際通用性を確保した職業教育 等

《職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進》

下図における下線の業界では、一定規模の職業実践専門課程が認定されているため、これらの業界を中心として、専門学校、企業・業界団体等、有識者等の参画により、各認定要件等に関する先進的な取組をモデル事業として推進する。

【職業実践専門課程の認定状況】



事 務 連 絡
平成26年8月29日

各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課
専 修 学 校 を 置 く 国 立 大 学 法 人 担 当 課 御 中
厚 生 労 働 省 医 政 局 医 療 経 営 支 援 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 険 福 祉 部 企 画 課

文 部 科 学 省 生 涯 学 習 政 策 局
生 涯 学 習 推 進 課 専 修 学 校 教 育 振 興 室

職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦
に係る書類の確認の徹底について（依頼）

平素より専修学校教育において御理解・御協力を頂き、ありがとうございます。

職業実践専門課程は、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けた専修学校の専門課程における先導的試行として、平成25年8月、「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（文部科学省告示第133号）」により創設され、平成25年度は、472校、1,373学科を認定しました。

職業実践専門課程の審査については、都道府県等からの推薦を経て、文部科学省において認定を行うという手順を取っていますが、今般、職業実践専門課程の認定に係る専修学校からの申請書類において、虚偽の記載が行われるという事態があったことが判明しました。（別添1）

文部科学省としては、かかる事態は誠に遺憾なことと考えており、当該課程の認定取消しに加え、同様の事案については、認定を取り消した日の翌年度から3年間は当該課程を職業実践専門課程として認定しないこととし、厳正に対処したところです。（別添2）

今後、このような事案が生じないように、各都道府県及び各都道府県教育委員会専修学校主管課にあっては、所管又は所轄の専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に対して、国立大学法人担当課にあっては、その管下の専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課にあっては、所管の専修学校に対して、本事案について十分に周知するとともに、下記について、御対応いただくようお願いいたします。

記

- 1 職業実践専門課程の推薦に当たっては、書類の記載内容に誤り等がないか、必要に応じて専修学校から詳細な資料を求めること等により、事実関係を確認すること。

(確認方法の例)

- ・ 教育課程編成委員会等について、開催記録が簡素なために委員が実際に出席していたか明らかではない場合には、委員への旅費や謝金の支払いに関する書類等の提出を求め、委員の出席を確認する。
 - ・ 企業等と連携した実習・演習等について、学則等の記載からは企業等との連携が明らかではない場合には、実習に使用した書類や学生の成績評価に関する書類の提出を求め、企業等と連携した実習・演習等が実際に行われていることを確認する。
- 2 職業実践専門課程の認定課程について、各認定要件を満たしていることを今年度の職業実践専門課程の推薦期限（平成26年11月30日）までに確認すること。また、専修学校により公開されている情報が最新のものであり、かつ、内容に誤りがないこと等について、来年度以降も確認するよう努めること。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係
TEL 03-5253-4111(内線：2939)
E-Mail syosensy@mext.go.jp



平成26年8月29日

学校法人北陸学園 北陸食育フードカレッジ及び北陸福祉保育専門学院の
職業実践専門課程の認定取消しについて

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）（以下「認定規程」という。）第二条の規定に基づき平成26年3月31日付けで認定をした、学校法人北陸学園の北陸食育フードカレッジ及び北陸福祉保育専門学院の職業実践専門課程について、認定を取り消しましたので、お知らせします。

1. 職業実践専門課程の認定を取り消す学科及び理由

認定を取り消す学科					認定を取り消す理由
都道府県	専修学校名	課程名（学科名）	昼夜の別	修業年限	
新潟県	北陸食育フードカレッジ	衛生専門課程 管理栄養士学科（4年制）	昼間	四年	認定に係る専修学校からの申請書類において虚偽の記載がなされていたとして、新潟県より推薦の取消しが行われ、認定規程第二条第三号の要件に該当していなかったことが判明したため。
		衛生専門課程 製菓・製パン専攻学科（2年制）	昼間	二年	
		衛生専門課程 調理専攻学科（2年制）	昼間	二年	
		衛生専門課程 フードマイスター学科（2年制）	昼間	二年	
	北陸福祉保育専門学院	教育・社会福祉専門課程 介護福祉学科	昼間	二年	
		教育・社会福祉専門課程 こども学科	昼間	二年	
		教育・社会福祉専門課程 大学提携こども未来学科	昼間	四年	
		教育・社会福祉専門課程 福祉保育学科	昼間	三年	

2. 問題の概要

平成26年3月31日付けで職業実践専門課程として認定された、北陸食育フードカレッジの衛生専門課程の管理栄養士学科(4年制)、製菓・製パン専攻学科(2年制)、調理専攻学科(2年制)、フードマイスター学科(2年制)の4学科及び、北陸福祉保育専門学院の教育・社会福祉専門課程の介護福祉学科、こども学科、大学提携こども未来学科、福祉保育学科の4学科(2校8学科)について、認定規程第二条第三号の要件(企業等と連携した実習・演習等の実施)に該当していないことが、文部科学省への情報提供及びそれに基づく新潟県による学校への事情聴取により判明しました。

申請書類では、8学科とも、企業と連携して現場実習を行ったこととしており、企業との協定書も提出されていましたが、実際には、このような実習は行われていませんでした。

3. 学校の概要

学校名 : 北陸食育フードカレッジ
設置年月日 : 昭和43年3月1日
所在地 : 新潟県長岡市福住1丁目5番25号
校長名 : 加藤聰介
設置学科 : ①調理専攻学科(80人)
②製菓・製パン専攻学科(80人)
③フードマイスター学科(80人)
④管理栄養士学科(160人)

学校名 : 北陸福祉保育専門学院
設置年月日 : 昭和61年1月28日
所在地 : 新潟県長岡市福住1丁目5番25号
校長名 : 加藤聰介
設置学科 : ①介護福祉学科(80人)
②子ども学科(100人)
③子ども未来学科(160人)
④福祉保育学科(120人)

() 内は生徒定員。

4. 認定の取消し等

平成26年8月25日付けで、新潟県より文部科学省に対し、当該8学科について推薦を取り消す旨通知があったことを踏まえ、文部科学大臣が、平成26年8月29日付けで、職業実践専門課程としての認定を認定時(平成26年3月31日)に遡って取り消しました。

また、当該認定に係る学校からの申請書類において虚偽の記載が行われていたため、

今回認定を取り消した8学科については、平成29年度末までの間は、職業実践専門課程として認定しないこととします（同様の事案については、認定を取り消した日の翌年度から3年間は職業実践専門課程として認定しないこととします。）

5. 今後の対応について（再発防止に向けて）

文部科学省としては、都道府県を通じ、学校に対して本件事案を十分に周知するとともに、都道府県に対し、職業実践専門課程の推薦に当たって、書類の記載内容に誤り等がないか、必要に応じて専修学校から詳細な資料を求めること等により、事実関係を確認することを依頼しました。

あわせて、職業実践専門課程の認定課程について、専修学校により公開されている情報が最新のものであり、かつ、内容に誤りがないこと等について確認するよう努めることを依頼しています。

また、今後開催予定の職業実践専門課程に関する説明会等を通じ、申請予定の学校に対して本件事案の周知を徹底してまいります。

<担当>生涯学習局生涯学習推進課専修学校教育振興室
室長 白鳥綱重
専修学校第一係 春田鳩磨、江森俊太
電話： 03-5253-4111（代表）（内線 2939）

(参考) 職業実践専門課程の概要

①認定要件について

専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）

第二条 文部科学大臣は、専修学校専門課程であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践専門課程として認定することができる。

- 一 修業年限が二年以上であること。
- 二 専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- 三 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。
- 四 総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること。
- 五 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。
- 六 学校教育法施行規則第百八十九条において準用する同規則第六十七条に定める評価を行い、その結果を公表していること。
- 七 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。
- 八 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

②認定状況について

今回の2校8学科の認定取消し後の職業実践専門課程の認定状況は以下のとおり。

認定学校数：470校

認定学科数：1,365学科

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項

平成 25 年 8 月 30 日

文 部 科 学 省

生 涯 学 習 政 策 局

(最終改正 平成 26 年 8 月 20 日)

1 趣旨

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(平成 25 年 8 月 30 日 文部科学省告示第 133 号)」に基づく職業実践専門課程の認定に関しては、本実施要項の定めるところによるものとします。

2 目的

専修学校の専門課程(以下「専修学校専門課程」という。)であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うもの(以下「職業実践専門課程」という。)を文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ることを目的とします。

3 職業実践専門課程の要件

職業実践専門課程として文部科学大臣が認定するための要件は次のとおりとします。

- (1) 修業年限が 2 年以上であること。
- (2) 専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。

(趣旨)

本要件は、専攻分野に関し、生徒の就業先の業界における人材の専門性に関する動向、国又は地域の産業振興の方向性、新産業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識・技術・技能などを十分に把握・分析した上で、当該専修学校専門課程の教育を施すにふさわしい教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下同じ。)を行うなど、企業等の要請等を十分にいかしつつ実践的かつ専門的な職業教育を主体的に実施していることを求めるものです。

なお、本告示における「企業等」とは、専攻分野に関して、実務に関する知識・技術・技能などについて知見のある企業、関係施設、業界団体(業界別団体、全国又は地域の経済団体等)、教員の専門性の維持・向上を目的とした研修等を行う職能団体(資格者団体、養成施設協会等)、関連学会や学術機関、国又は地域の地方公共団体等の関係部局等を指します。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等との連携体制を確保して、当該専修学校専門課程の教育課程の編成を行うため、当該専修学校専門課程の教職員及び企業等の役員又は職員その他必要な委員により組織される委員会や会議（以下「教育課程編成委員会等」という。）を設置していること。
 - ② 教育課程編成委員会等を少なくとも年2回以上開催していること。
 - ③ 教育課程編成委員会等の意見を活用して、教育課程の編成を行っていること。
- (3) 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業（以下「実習・演習等」という。）を行っていること。

(趣旨)

本要件は、企業等の要請等を十分にいかしつつ当該専修学校専門課程の専攻分野に関する職業に必要となる実践的かつ専門的な能力を育成するため、企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を行っていることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 企業等と協定書等（覚書や契約書等を含む。以下同じ。）や講師契約等を締結して実習・演習等を行っていること。
 - ② 実習・演習等の実施に加え、授業内容や方法及び生徒の学修成果の評価について企業等と連携していること。
 - ③ 学修成果の評価や単位認定にあたり、生徒が修得した技能を含む実践的かつ専門的な能力について評価を行っていること。
- (4) 全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上であること。
- (5) 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。

(趣旨)

本要件は、専攻分野における実務を当該専修学校専門課程の教育内容や方法に反映した教育活動を実践するため、企業等と連携して、専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能並びに、授業及び生徒に対する指導力等の修得・向上を目的とする組織的な研修を行うことを求めるものです。

(内容)

具体的には、教員の業務経歴や能力、担当する授業科目や授業以外の担当する業務等に応じて、以下の両方の要件を満たしていること。

- ① 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。
- ② 企業等と連携して、教員に対し、授業及び生徒に対する指導力等を修得・向上するための組織的に位置づけられた研修・研究の機会を確保し、計画的に受講等させていること。

- (6) 学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表していること。
- (7) 前号の評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

(趣旨)

本要件は、「専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月文部科学省策定)」を踏まえ、学校の教育活動その他の学校運営の状況について学校自らが評価を行う「自己評価」はもとより、企業等の役員又は職員が学校関係者として評価に参画し、自己評価の結果を評価することを基本として行う「学校関係者評価」の実施及び公表を行うとともに、その評価結果を踏まえた教育活動その他の学校運営の改善に取り組んでいることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 学校関係者評価を行うため、企業等の役員又は職員その他必要な委員（保護者、卒業生等）により組織される委員会（以下「学校関係者評価委員会」という。）を設置していること。
 - ② 「専修学校における学校評価ガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（教育理念・目的・人材育成像、学校運営、教育活動、学修成果、学生支援、教育環境、学生の受入れ募集、財務、法令等の遵守等）について評価を行っていること。
 - ③ 学校関係者評価の評価結果について、ホームページ、刊行物等への掲載などの方法により広く社会に公表していること。
- (8) 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

(趣旨)

本要件は、企業等の関係者が当該専修学校専門課程全般について理解を深めるとともに、当該企業等の関係者との連携及び協力の推進に資するため、当該専修学校専門課程の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供し、説明する等の取組を行っていることを求めるものです。

(内容)

具体的には、以下の全ての要件を満たしていること。

- ① 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン（平成25年3月文部科学省策定）」で掲げられた項目（学校の概要、目標及び計画、各学科等の教育、教職員、キャリア教育・実践的職業教育、様々な教育活動・教育環境、学生の生活支援、学生納付金・修学支援、学校の財務、学校評価等）について情報提供を行っていること。
- ② ホームページ、学校要覧、パンフレット等の作成・配布、説明会等における説明、広報誌等の刊行物への掲載などを通じて恒常的に情報提供を行っていること。

4 手続

- (1) 文部科学大臣は、私立の専修学校にあっては都道府県知事、公立の専修学校にあっては都道府県教育委員会、国立大学法人の置く専修学校にあっては国立大学法人学長（以下「都道府県知事等」という。）の推薦に基づき、上記3の要件を満たすと認めた専修学校専門課程を官報で告示します。
- (2) 都道府県知事等は、上記3の要件を満たす専修学校専門課程を別紙様式1から別紙様式4により文部科学大臣宛推薦願います。
- (3) 文部科学大臣の告示は、毎年度、原則として2月に行うものとし、都道府県知事等は、毎年度、11月30日までに文部科学大臣宛推薦願います。
- (4) 都道府県知事等は、告示された専修学校専門課程について、名称等に変更があったときは、別紙様式5により文部科学大臣宛届出願います。
- (5) 都道府県知事等は、告示された専修学校専門課程が廃止されたとき又は上記3の要件に適合しなくなったときは、別紙様式6又は別紙様式7により文部科学大臣宛届出願います。
- (6) 文部科学大臣は、告示した専修学校専門課程について、名称に変更があったとき、又は当該専修学校専門課程が廃止され若しくは上記3の要件に適合しなくなったと認めて当該認定を取り消したときは、その旨を官報で告示します。

別紙様式1	職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦について
別紙様式2	授業科目等の概要
別紙様式3-1	実習・演習等において連携する企業等一覧
別紙様式3-2	企業等と連携した実習・演習等
別紙様式4	職業実践専門課程の基本情報
別紙様式5	職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の名称等変更について
別紙様式6	職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の廃止について
別紙様式7	職業実践専門課程として認定された専修学校の専門課程の要件の不適合について

5 適用時期等

- (1) 文部科学大臣が上記3の要件を満たす専修学校専門課程として認定した旨告示された日の次年度の始期以後、当該専修学校専門課程について、職業実践専門課程と称することができることとします。
- (2) 卒業証書等の表記において、例えば、以下のように記載することができることとします。
(例) 職業実践専門課程（平成〇年文部科学省告示第〇号） 工業専門課程〇〇学科
また、専門士、高度専門士を称する場合は、（ ）書きで修了した分野の専門課程名を付記することとします。
(例) 職業実践専門課程（平成〇年文部科学省告示第〇号） 専門士（工業専門課程）〇〇学科

- (3) 専修学校専門課程は、初めて当該課程の修了者が出た年度の次年度より、推薦の対象となります。
- (4) 職業実践専門課程として認定された専修学校専門課程は、原則として学校のホームページに別紙様式4を掲載し、情報提供するものとします。ただし、ホームページがない場合には、企業等、卒業生、保護者、地域住民等に対し、広報誌等の刊行物等により、別紙様式4の情報について広く情報提供を行うものとします。

6 その他

文部科学大臣は、推薦された専修学校専門課程について、職業実践専門課程の認定に係る書類等において偽りその他不正な行為があったものであって、認定を取り消した日の翌年度から起算して3年間を経過していないものである場合には、職業実践専門課程として認定しないものとします。

7 留意事項

告示された職業実践専門課程について、名称に変更があったとき、廃止されたとき又は上記3の要件に適合しなくなったときは、遅滞なく所要の手续をお取り願います。

8 附則（平成26年6月12日）

この実施要項は、平成26年6月12日から施行します。

附則（平成26年8月20日）

この実施要項は、平成26年8月20日から施行します。

「専修学校生への経済的支援の在り方について」中間まとめ概要

(専修学校生への経済的支援の在り方に関する検討会 平成26年8月)

I. 専修学校生の経済的な現状分析

【専修学校生の現状】

- ・ 低所得層が多い
 家庭年間収入300万円未満の割合:
 専修学校生17.4% 大学生8.7%
- ・ 大学と同程度の学納金
 私立専修学校:約110万円
 私立四次:約131万円
- ・ 奨学金のほか、アルバイト等に大きく依存し、学修時間の確保が課題

【経済的支援の現状】

高等学校並みの公的支援が実現
 (高等学校等就学支援金等)

対 高等専修学校生

授業料等減免を行っている学校もあるが、
授業料等減免の公的支援が不十分
 ⇔ 大学生に対する授業料減免支援(私学助成等)

対 専門学校生

II. 専修学校生への経済的支援の充実

【経済的支援の意義・目的】

- (1) 専門学校の中核的役割
 - * 高等教育機関として重要な進学先
 - * 地域における職業人材養成
- (2) 家庭からの給付や奨学金等の限界
 年間収入300万円未満の家庭の学生の
 学生生活費に対する家庭からの給付割合:
 専修学校生42.3% 大学生54.2%
- (3) 授業料等負担軽減に係る公的支援の必要性
 * その際、国、地方公共団体、学校の役割に留意

経済的に困難な専門学校生に対する公的支援が必要

【優先して実現すべき新たな経済的支援】

《支援の方策》

- 学校が授業料等減免を行った場合に、学生負担分の一定部分を公的支援
 (国による支援は都道府県を通じて学校経由で学生に対して助成)
- 適切な執行を担保する工夫(学校による選定基準の公開等)が必要
 ※あわせて、専門学校における質保証・向上を推進

《支援の要件》

- 【① 支援の基準】
 → 経済的基準が重要
 (特に、生活保護世帯等)
- 【② 対象とすべき学生の範囲】
 → 専門学校生に対する授業料等負担軽減
 → 私立専門学校生が対象